

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和6年3月13日

京都観光推進協議会

## 令和6年度修学旅行誘致資料受付・発送業務 業務委託応募要領

### 1 委託業務

令和6年度修学旅行誘致資料受付・発送業務

### 2 委託業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

- (1) 修学旅行誘致資料の発送業務
- (2) 修学旅行誘致資料の保管、在庫管理業務
- (3) 修学旅行全般の問合せ対応
- (4) 京歩きマップの発送業務

### 3 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額  
金3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※ 業務委託料は、実際の発送数量等に応じて確定する。
- (3) 契約期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託費の支払条件  
通常払い（委託業務完了後に受託者の請求により支払う）  
ただし、支払時期については、上・下半期、四半期ごとに行うなど、受託者と発注者の協議により決定する。
- (5) その他  
受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。  
ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ文書により協議会の承認を得ることとする。

### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。

- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。  
また、公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書の記載事項に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されており、かつ、プライバシーマークを取得・保有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

## 5 応募方法

- (1) 提出書類
  - ア 応募申請書（様式1）
  - イ 類似業務実績一覧（様式2）
  - ウ 企画提案書（任意様式）  
別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
  - エ 概算見積書（消費税は内書きで記載）  
委託業務実施に当たっての概算見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）  
※ ア～エを4部作成し、1部のみ会社名を記載し、3部は会社名を記載しないこと（ロゴマーク等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。
- (2) 受付期間
  - ア 公開日から令和6年3月27日（水）までの午前9時から午後5時までとする。
  - イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。
- (3) 提出方法等  
下記10の提出先まで直接持参又は郵送すること。
- (4) その他
  - ア 提案は、1参加者につき1件とする。
  - イ 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。
  - ウ 採択された提案は、発注者との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

## 6 受託候補者の選定

- (1) 選定方法  
応募者から提出された企画提案書及び概算見積書について、「令和6年度修学旅行誘致資料受付・発送業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、協議会（委員長、委員、事務局長の計3名）が採点し、その平均点が最も高かった者を受託候補者として選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。  
なお、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が6

割以上)の場合に受託候補者として決定する。

(2) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

## 7 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された概算見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

※ なお、契約締結時に記載する金額は概算であり、業務委託料は、実際の発送数量等に応じて確定する。

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとす。

エ 当該業務に係る予算については令和6年3月末開催の予算総会において審議予定であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。この場合、受託候補者は、発注者に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないものとする。

## 8 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書(任意様式)を持参又はFAX、電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。

なお、FAX、電子メールの場合は必ず電話で着信確認を行うこと。また、質疑書には連絡先等を記載すること。

(1) 提出先

下記10の提出先まで

(2) 提出期間

公開日から令和6年3月21日(木)までの午前9時から午後5時までとする。質疑に対する回答は、すみやかに募集ページと同ページで公開することによって行う。

## 9 その他

(1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は発注者に対する損害賠償の責を負う。

(3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て発注者に帰属するものとする。

## 10 問合せ先及び提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都観光推進協議会(京都市産業観光局観光MICE推進室執務室内)(担当:隅田、原)

TEL:075-744-1308 FAX:075-744-1328

メール:kyoto\_tourism\_council@yahoo.co.jp

## 11 スケジュール(予定)

令和6年3月13日(水) 募集開始

3月21日(木) 質問締切

3月27日(水) 応募締切

~3月29日(金) 選定委員会による審査、受託候補者の決定

4月 1日(月) 契約締結

### (参考) きょうと修学旅行ナビ

- <https://shugakuryoko.kyoto.travel/material/> (修学旅行誘致資料掲載ページ)